

# 平成28年熊本地震に係る町税などの減免について

熊本地震により所有または居住する家屋などに一定以上の損害を受けた人は、その損害の程度に応じて個人町民税、固定資産税および国民健康保険税の軽減または免除が受けられます。

## ■減免の対象者（税目）

- ・被災した家屋に居住する納税義務者（個人町民税および国民健康保険税）
- ・被害を受けた資産を所有する納税義務者（固定資産税）

## ■減免申請が不要な税目

罹災（りさい）証明書が発行されている家屋（半壊以上の判定を受けたもの）  
※罹災証明書の申請をして、証明書の交付を受けている家屋が対象となります。

## ●個人町民税（※）

本人の合計所得金額	軽減または免除の割合	
	半壊・大規模半壊	全壊
500万円以下	2分の1	全額
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超1千万円以下	8分の1	4分の1

## ●固定資産税（家屋）

罹災証明書の判定	軽減または免除の割合
全壊	全額
大規模半壊	10分の6
半壊	10分の4

※個人町民税が軽減または免除されると、個人県民税も一緒に減免されます

## ●国民健康保険税

主たる生計維持者（※）の合計所得金額	軽減または免除の割合	
	半壊・大規模半壊	全壊
500万円以下	2分の1	全額
500万円超750万円以下	4分の1	2分の1
750万円超1千万円以下	8分の1	4分の1

※主たる生計維持者（納税義務者および被保険者において所得が一番高い人）

## ●減免の決定時期について

個人町民税および国民健康保険税については、9月中旬に減免額を決定し税額を更正します（罹災証明書で半壊以上と判定されたもので7月29日（金）までに発行されたもの）。8～9月に発行されたものについては、10月中旬の減免決定および税額更正を予定しています。

固定資産税（家屋）の減免については、9月中旬から順次、減免決定および税額更正を行います。

## ●甲佐町以外で被災された場合

転出などにより本町以外の地域で被災した場合や、扶養する配偶者や親族が他の地域で被災した場合は減免申請が必要です（ほかの市町村で発行された罹災証明書が必要です）。

## ■ 減免申請が必要な税目

固定資産税の土地と償却資産の減免を受ける際には、申請が必要です。土地については、減免申請に基づき現地調査を行って軽減または免除の割合を決定します。償却資産については、必要に応じて現地調査を実施します。

### ● 固定資産税（土地）

軽減または免除となる損害の程度	軽減または免除の割合	申請に必要なもの
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上であるとき (著しい土地の崩落または土砂の流出による陥没もしくは著しく沈下した土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外です)	・ 全額 ・ 10分の8 ・ 10分の6 ・ 10分の4 (損害の程度により割合を決定します)	・ 印かん（法人の場合は実印） ・ 被災した土地の場所が分かるもの

### ● 固定資産税（償却資産）

軽減または免除となる損害の程度	軽減または免除の割合	申請に必要なもの
・ 当該償却資産が廃棄または復旧不能のとき ・ 修理費が当該償却資産の評価額の10分の2以上であるとき	・ 全額 ・ 10分の8 ・ 10分の6 ・ 10分の4 (損害の程度により割合を決定します)	・ 印かん（法人の場合は実印） ・ 償却資産種類別明細書（平成27年12月に町が発行したもの） ・ 修理費が分かる領収書など ・ 被害状況の分かる写真

### ● 個人町民税・国民健康保険税（家財や農産物に被害があった場合）

#### ① 家財に被害があった場合

災害により受けた家財の損害金額（保険金や損害賠償金を控除した金額）が家財の価格（家財の総額…雑損控除の適用における家族構成別家財評価額）の10分の3以上であるもので、合計所得金額が1,000万円以下であるもの。

#### ② 農産物に被害があった場合

災害により農作物の減収による損失額の合計額（農作物共済金額などを控除した金額）が平年における当該農産物による収入額の合計額の10分の3以上であるもので、合計所得金額が1,000万円以下であるもの（農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く）。

※被害の大きさや、合計所得金額によって軽減または免除の割合が決定されます。

※申請に基づき、家財の損害額計算書や農産物損失額明細書などの書類を提出していただきます。

※罹災証明書の判定結果による軽減または免除の割合と比較し、減免額の大きいほうが適用されます（複数の災害減免は適用されません）。

※減免については、災害を受けた日以後に納期が到来する税額が対象となります。

### ● 税金の還付について

すでに納付した税額が減免後の税額を超えている場合は、その差額について後日還付します。対象となる納税義務者には、通知にてお知らせします。

### ● 震災に関する納税相談について

震災により納期限までの納付が困難な人については、町税務課にご相談ください。

▶ お問い合わせ先 町税務課 ☎096 - 234 - 1112（内線111・113）